

亀田市民会館利用のきまり

亀田市民会館（以下「会館」という。）の利用、運営に際しては、「新潟市亀田市民会館条例（以下「条例」という。）」、「新潟市亀田市民会館条例施行規則（以下「規則」という。）」及び「亀田市民会館利用のきまり」に基づきます。

<会館の設置目的>

市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資するため、亀田市民会館を設置し、日々のサークル活動だけでなく、研修や会議などさまざまな目的に合わせてお使いいただける場を提供します。

○ 利用できる部屋等

大ホール、和室（2分割可）、会議室、講習室（2分割可）、視聴覚室（3分の2分割可）、作法室、調理実習室

○ 利用できる時間

利用できる時間は、午前9時から午後10時までです。

※利用者は、準備から後片付けまでを含め、時間内に利用を終了してください。

○ 休館日

（1）月曜日

（2）8月13日から同月15日まで

（3）12月29日から翌年1月3日まで

○ 利用手続き

以下のいずれかの方法により、予約申し込みをしてください。なお、窓口予約と電話予約については、開館時間内（午前9時から午後10時）の受付となります。

（1）窓口予約

利用日の6か月前の日が属する月の初日から利用開始日まで、予約を受け付けています。利用許可申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。利用許可申請書は窓口へ設置しています。また、新潟市ホームページからもダウンロードできます。

例：10月に利用したい場合は、4月1日から申請できます。

（2）電話予約（仮予約）

電話で利用の仮予約ができます。仮予約の後、直接来館し、利用許可申請書を提出してください。（窓口へ利用許可申請書を提出し、利用許可書が発行されると本予約になります。）

なお、電話での仮予約は、利用日の6か月前の日が属する月の2日から利用開始日まで受け付けています。

（3）インターネット予約

利用日の6か月前の日が属する月の初日午前0時から利用日3日前午後10時まで、ご自宅等で予約を行えます。

※窓口で、事前に利用者登録を行う必要があります。

※休館日等関係なく月初日から予約できます。利用許可申請書の窓口提出は不要です。

○ 利用許可、変更、取止め

（1）利用を許可する場合には、利用許可書を交付します。

（2）利用許可後に変更や取止めの事由が発生したときは、速やかに窓口へ利用変更許可申請書兼利用取止申出書を提出してください。なお、取止めの場合で、利用日の3日前までに申出がなかった場合は、支払済みの使用料は還付しません。

（3）利用の許可を得た後においても、許可を取り消すことがあります。

○ 利用禁止及び制限事項

次の場合の利用は許可しません。

- (1) 会館の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 会館の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会館の管理上支障があるとき。
- (4) 暴力団等の利益になると認めるとき。

○ 利用にあたっての注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。

- (1) 利用者は、会館を利用するときに利用許可書を受付へ提示すること。
- (2) 利用者は、会館を、その許可を受けた目的以外の目的に利用したり、第三者に利用させたりしないこと。
- (3) 利用者及び会館の入場者は、会館内において、他の利用者、近隣住民等に迷惑を与える行為、施設又は設備を損傷する行為、会館の管理上支障があると認める行為をしないこと。行為があった場合は、利用を中止していただくことがあります。
- (4) 利用者及び会館の入場者は、会館の施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償していただきます。
- (5) 許可なく備品等を利用しないこと。
- (6) 借用した備品等は、元の状態に戻すこと。
- (7) 私物の設備、物品等の搬入は、予め管理者の許可が必要です。
- (8) 許可なく印刷物等を掲示しないこと。
- (9) 指定場所以外で火気を使用しないこと。
- (10) 施設内・敷地内は禁煙です。
- (11) 施設内は、盲導犬等の介助犬以外の動物は入館できません。
- (12) 利用時に発生したゴミは各自で持ち帰ること。
- (13) 利用後は整理整頓、清掃を実施し、照明や空調の切り忘れがないか確認すること。
ただし、大ホールの照明と空調は、管理者のみが操作します。
- (14) 駐車場は、利用者以外の駐車はお断りします。
- (15) 駐車場で、騒音等周りへの迷惑行為は禁止します。
- (16) 駐車場で事故、盗難については、管理者は一切責任を負いません。

○ その他

次の場合、許可を取り消したり、条件の変更、行為の中止、原状回復、会館からの退去等を命じたりする場合があります。

- (1) 新潟市亀田市民会館条例又は新潟市亀田市民会館条例施行規則の規定に違反しているもの
- (2) 新潟市亀田市民会館条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

なお、会館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及び会館の入場者に対し、上記のような対応を取る場合があります。

この「きまり」に定めがない事項は、下記へお問い合わせください。

新潟市亀田市民会館

〒950-0153 新潟市江南区船戸山5-7-2

電話025-382-3780

指定管理者：環境をサポートする株式会社きらめき

(事務所：〒951-8528 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地)

施設所管：新潟市江南区役所 地域総務課